

## 2 公共施設状況調査編

# 平成30年度市町村公共施設状況調査

「平成30年度市町村公共施設状況調査」は、総務省からの照会に基づいて、県内全市町村を対象に平成29年度末における公共施設の状況を中心に調査したものであり、本表はこの調査結果の一部を集計したものである。

## 1 調査範囲

市町村が所有し、または管理している公共施設等のうち、原則として普通会計に属するものを対象としているが、一部の事項については、公営企業会計に属するものも含まれる。

(注)平成15年度の調査から事務の軽減及び簡素化の観点から改正が行われ、全項目の調査を3年に一度の間隔で実施し、間の2年間は縮小調査を実施していたが、平成20年度調査から、全項目調査が廃止された。

(注)以下の項目は、全調査項目を示したものであるが、縮小調査である平成27年度公共施設状況調査による集計項目については右欄に○印を記した。

## 2 集計項目及び調査時点等

項	目	調査時点及び算式	掲載
平成27年国勢調査人口		平成31年3月31日現在	○
住民基本台帳登録人口	(外国人住民を含む)	平成31年1月1日現在	○
道		平成31年4月1日現在	
	実延長		○
	改良済延長		
	人口1人当たり改良済延長	( $\frac{\text{改良済延長}}{\text{住民基本台帳登録人口}}$ )	
	舗装済延長		
	人口1人当たり舗装済延長	( $\frac{\text{舗装済延長}}{\text{住民基本台帳登録人口}}$ )	
	自動車交通不能道比率	( $\frac{\text{自動車交通不能道延長}}{\text{実延長}} \times 100$ )	
	面積		○
橋りょう		調査時点：-	
	木橋延長		
	永久橋延長		
	混合橋延長		
	総延長		
	永久橋延長比率	( $\frac{\text{永久橋延長}}{\text{総延長}} \times 100$ )	
	永久橋比率	( $\frac{\text{永久橋数}}{\text{総橋数}} \times 100$ )	
	人口1人当たり永久橋延長	( $\frac{\text{永久橋延長}}{\text{住民基本台帳登録人口}}$ )	
	荷重制限橋延長		
	荷重制限橋延長比率	( $\frac{\text{荷重制限橋延長}}{\text{総延長}} \times 100$ )	
	荷重制限橋比率	( $\frac{\text{荷重制限橋数}}{\text{総橋数}} \times 100$ )	
	交通不能橋延長		

項	目	調査時点及び算式	掲載
農業施設	交通不能橋延長比率	$(\frac{\text{交通不能橋延長}}{\text{総延長}} \times 100)$	
	交通不能橋比率	$(\frac{\text{交通不能橋数}}{\text{総橋数}} \times 100)$	
	農道延長 市町村有 その他	平成31年3月31日現在	○
	耕地面積		
林業施設	林地延長 市町村有 国 その他	平成31年3月31日現在	○
	林野面積		
	都市計画事業	調査時点：-	
	都市計画区域内人口 土地区画整理事業 実施済地区数 実施済面積 街路事業 計画延長 実施済延長 実施率	$(\frac{\text{実施済延長}}{\text{計画延長}} \times 100)$	
公園	都市公園等面積 (都市計画区域内)	平成31年3月31日現在	
	市町村立		○
	市町村立以外		○
	その他の公園面積 (都市計画区域外)		
	市町村立		○
	市町村立以外		○
	1人当たり公園面積		

項	目	調査時点及び算式	掲載
公 営 住 宅 等	対都市計画区域内人口	$(\frac{\text{都市公園等面積}}{\text{都市計画区域内人口}})$	
	対住民基本台帳人口	$(\frac{\text{総公園面積}}{\text{住民基本台帳登録人口}})$	○
	公 営 住 宅 等 戸 数	平成31年3月31日現在	○
	非 木 造		
	木 造		
	公 営 住 宅 等 比 率	$(\frac{\text{公営住宅等戸数}}{\text{27年国調世帯数}} \times 100)$	
廃 棄 物 処 理 施 設 し 尿 処 理 施 設	入 居 競 争 率	$(\frac{\text{応募件数}}{\text{公募戸数}})$	
	廃 棄 物 処 理 施 設	平成31年3月31日現在	
	し 尿 処 理 施 設		
	処 理 計 画 人 口		
	処 理 人 口		○
	実 施 率	$(\frac{\text{し尿処理人口}}{\text{処理計画人口}} \times 100)$	
	年 間 総 排 出 量		
	年 間 総 収 集 量		○
	収 集 率	$(\frac{\text{年間総収集量}}{\text{年間総排出量}} \times 100)$	
	年 間 総 処 理 量		
	下 水 道 マ ン ホ ー ル 投 入		
処 理 施 設 処 理			
そ の 他			
自 家 処 理 量			
下 水 道 放 流			
し 尿 浄 化 槽 処 理			
そ の 他			
衛 生 処 理 率	$\left\{ \frac{\text{(下水道マンホール投入+処理施設処理+下水道放流+し尿浄化槽) 処理量}}{\text{年間総排出量}} \times 100 \right\}$		
ご み 処 理 施 設	処 理 計 画 人 口		
	処 理 人 口		○
	実 施 率	$(\frac{\text{ごみ処理人口}}{\text{処理計画人口}} \times 100)$	
	年 間 総 排 出 量		
	年 間 総 収 集 量		○

項	目	調査時点及び算式	掲載
	収 集 率	$(\frac{\text{年間総収集量}}{\text{年間総排出量}} \times 100)$	
	年 間 総 処 理 量		
	焼 却 処 理		
	高 速 堆 肥 化 処 理		
	埋 立 処 理		
	そ の 他		
	自 家 処 理 量		
	焼却及び高速堆肥化処理率	$(\frac{\text{焼却処理量}+\text{高速堆肥化処理量}}{\text{年間総排出量}} \times 100)$	
上 水 道 等		平成31年3月31日現在	
	上水道等給水人口	(上水道+簡易水道+専用水道+飲料水供給施設)	
	上水道等普及率	$(\frac{\text{給水人口}}{\text{住民基本台帳登録人口}} \times 100)$	
下 水 道 等		平成31年3月31日現在	
公 共 下 水 道			
	現在処理区域内人口		○
	現在処理区域面積		○
	公共下水道普及率	$(\frac{\text{公共下水道現在処理区域内人口}}{\text{住民基本台帳登録人口}} \times 100)$	○
	(行政区域内人口)		
農 業 集 落 排 水 施 設			
	現在処理区域内人口		○
	現在処理区域面積		○
林 業 集 落 排 水 施 設			
	現在処理区域内人口		○
	現在処理区域面積		○
簡 易 排 水 施 設			
	現在処理区域内人口		○
	現在処理区域面積		○
小規模集落排水施設			
	現在処理区域内人口		○
コミュニティ・プラント	処 理 人 口		○
合併処理浄化槽	処 理 人 口		○
	下水道等普及率	$(\frac{\text{(公共下水+農集排+林集排+簡排+小規模排水)現在処理区域内人口}+\text{(コ・プラ+合併浄化槽)処理人口}}{\text{住民基本台帳登録人口}} \times 100)$	○
	(行政区域内人口)		

項	目	調 査 時 点 及 び 算 式	掲 載
児 童 福 祉 施 設 保 育 所		平成30年10月1日現在	
	市 町 村 立 箇 所 数 定 員		○
	市 町 村 立 市 町 村 立 以 外		
	入 所 対 象 者 数		
	保 育 所 施 設 充 足 率		
	市 町 村 立	$(\frac{\text{市町村立定員}}{\text{対象者数}} \times 100)$	
	私 立 含 み	$(\frac{\text{定員}}{\text{対象者数}} \times 100)$	
母 子 生 活 支 援 施 設	市 町 村 立 箇 所 数		○
幼 稚 園		平成31年5月1日現在	
	定 員		
	市 町 村 立		
	県 立		
	私 立		
	幼 児 人 口	調査時点：-	
	公・私立幼稚園施設充足率	$(\frac{\text{幼稚園定員}}{\text{幼児人口}} \times 100)$	
	公・私立保育所定員	(除乳児) 調査時点：-	
	公・私立幼稚園・保育所定員	幼稚園定員+保育所定員(除乳児)	
	公・私立幼稚園・保育所施設充足率	$(\frac{\text{公・私立幼稚園・保育所定員}}{\text{幼児人口}} \times 100)$	
老 人 福 祉 施 設		平成30年10月1日現在	
養 護 老 人 ホ ー ム	定 員		
	市 町 村 立		
	組 合 立		
	市 町 村 立 箇 所 数		○
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	組 合 立 箇 所 数		○
	定 員		
	市 町 村 立		
	組 合 立		
	市 町 村 立 箇 所 数		○
	組 合 立 箇 所 数		○

項	目	調 査 時 点 及 び 算 式	掲 載
軽費老人ホーム	市 町 村 立 箇 所 数		○
	組 合 立 箇 所 数		○
老人デイサービスセンター	箇 所 数	(市町村立+組合立)	
老人福祉センター	箇 所 数	(市町村立+組合立)	
老人短期入所施設	箇 所 数	(市町村立+組合立)	
その他の社会福祉施設		調査時点：-	
老人憩いの家	箇 所 数	(市町村立+組合立)	
介護老人保健施設	箇 所 数	(市町村立+組合立)	
保 護 施 設		平成30年10月1日現在	
授産施設	箇 所 数	(市町村立)	○
更生施設	箇 所 数	(市町村立)	○
学 校 施 設		調査時点：-	
小 学 校	学 校 数	(市町村立+組合立)	
	校 舎 面 積	(市町村立+組合立)	
	児 童 数	(市町村立+組合立)	
	児童1人当たり校舎面積	$(\frac{\text{校舎面積}}{\text{児童数}})$	
	非木造校舎面積	(市町村立+組合立)	
	非木造校舎面積比率	$(\frac{\text{非木造校舎面積}}{\text{校舎面積}} \times 100)$	
	危険校舎学校数	(市町村立+組合立)	
	危険校舎学校比率	$(\frac{\text{危険校舎学校数}}{\text{学校数}} \times 100)$	
	危険校舎面積	(市町村立+組合立)	
	危険校舎面積比率	$(\frac{\text{危険校舎面積}}{\text{校舎面積}} \times 100)$	
	校舎不足学校比率	$(\frac{\text{校舎不足学校数}}{\text{学校数}} \times 100)$	
	校舎不足学校に係る必要面積	(市町村立+組合立)	
	校舎不足面積	(市町村立+組合立)	
	校舎必要面積不足比率	$(\frac{\text{校舎不足面積}}{\text{校舎不足学校に係る必要面積}} \times 100)$	
	屋内運動場設置学校数	(市町村立+組合立)	
	屋内運動場設置学校比率	$(\frac{\text{屋内運動場設置学校数}}{\text{学校数}} \times 100)$	
	プ ー ル 設 置 学 校 数	(市町村立+組合立)	
	プ ー ル 設 置 学 校 比 率	$(\frac{\text{プール設置学校数}}{\text{学校数}} \times 100)$	
	学 級 数	(市町村立+組合立)	

項	目	調査時点及び算式	掲載
中 学 校	1 学級当たり児童数	$(\frac{\text{児童数}}{\text{学級数}})$	
	学 校 数	(市町村立+組合立)	
	校 舎 面 積	(市町村立+組合立)	
	生 徒 数	(市町村立+組合立)	
	生徒 1 人当たり校舎面積	$(\frac{\text{校舎面積}}{\text{生徒数}})$	
	非木造校舎面積	(市町村立+組合立)	
	非木造校舎面積比率	$(\frac{\text{非木造校舎面積}}{\text{校舎面積}} \times 100)$	
	危険校舎学校数	(市町村立+組合立)	
	危険校舎学校比率	$(\frac{\text{危険校舎学校数}}{\text{学校数}} \times 100)$	
	危険校舎面積	(市町村立+組合立)	
	危険校舎面積比率	$(\frac{\text{危険校舎面積}}{\text{校舎面積}} \times 100)$	
	校舎不足学校比率	$(\frac{\text{校舎不足学校数}}{\text{学校数}} \times 100)$	
	校舎不足学校に係る必要面積	(市町村立+組合立)	
	校 舎 不 足 面 積	(市町村立+組合立)	
	校舎必要面積不足比率	$(\frac{\text{校舎不足面積}}{\text{校舎不足学校に係る必要面積}} \times 100)$	
	屋内運動場設置学校数	(市町村立+組合立)	
	屋内運動場設置学校比率	$(\frac{\text{屋内運動場設置学校数}}{\text{学校数}} \times 100)$	
	プ ー ル 設 置 学 校 数	(市町村立+組合立)	
	プ ー ル 設 置 学 校 比 率	$(\frac{\text{プール設置学校数}}{\text{学校数}} \times 100)$	
	高 等 学 校	学 級 数	(市町村立+組合立)
1 学級当たり生徒数		$(\frac{\text{生徒数}}{\text{学級数}})$	
そ の 他 施 設	学 校 数	(市町村立+組合立)	
	平成31年3月31日現在		
	児 童 館 箇 所 数		○
	隣 保 館 箇 所 数		○
	公 会 堂 ・ 市 民 会 館 箇 所 数		○
	公 民 館 箇 所 数		○
図 書 館 箇 所 数		○	

項	目	調査時点及び算式	掲載
博物館等	博物館 総合博物館箇所数 科学博物館箇所数 歴史博物館箇所数 美術博物館箇所数 その他箇所数 その他の博物館箇所数		○
体育施設	体育館箇所数 陸上競技場箇所数 野球場箇所数 プール箇所数		○
診療施設	病院箇所数、病床数 市町村立 市町村立以外 診療所箇所数、病床数 市町村立 市町村立以外		○
保健センター	箇所数		○
青年の家・自然の家	箇所数		○
集会施設	箇所数		○
勤労青少年ホーム	箇所数		

### 3 集計項目等の概要

#### (1) 平成 27 年国勢調査人口

「平成 27 年国勢調査人口」には、平成 31 年 3 月 31 日現在における市町村の区域に係る数値を計上している。

#### (2) 住民基本台帳登載人口

「住民基本台帳登載人口」には、住民基本台帳法に基づいた平成 31 年 1 月 1 日現在における住民基本台帳登載人口(外国人住民を含む)を計上している。

#### (3) 道 路

公共施設状況調査でいう「道路」は、道路法第 8 条及び第 16 条の規定により市町村長が認定し、市町村が管理する道路をいう。ただし、道路法第 48 条の 13 第 1 項の「自転車専用道路」、同条第 2 項の「自転車歩行者専用道路」及び同条第 3 項の「歩行者専用道路」は含まれていない。また、市町村の境界にまたがる橋りょうに係る道路については、道路台帳に基づき、境界により区分している。

ア 「実延長」には、道路法第 18 条第 2 項の規定による供用開始の公示がなされている道路の延長のうち、上級の道路の路線に重複している部分、渡船施設の部分及び有料道路に係る部分の延長を除き、トンネル、橋りょう(横断歩道橋及び地下横断歩道は除く。)に係る延長を含んだものを計上している。なお、ダブルウェイについては両方の延長・面積を計上している。

イ 「面積」には、「実延長」に係る道路の敷地面積(道路法施行規則第 4 条の 2 第 3 項第 8 号の規定によるもの。)を計上している。

#### (4) 農道延長

「農道延長」には、市町村が管理している農道(不特定多数の農業者が利用し、かつ、農耕用の耕運機等が通行可能な幅員(1.8m)以上の農道とし、特定個人の利用している、いわゆる畦道は除く。)について計上している。市町村が設置した農道であっても、土地改良区、農業協同組合、財産区等、市町村以外の者が管理している農道については含めない。

なお、農道を市町村道として認定しているものについては含めていない。

#### (5) 林道延長

「林道延長」には、林道規定(昭和 48 年 4 月 1 日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通達)第 4 条に規定する林道について計上している。当該市町村が管理している林道(併用林道を含み、森林鉄道、索道は除く。)を計上し、市町村が設置した林道であっても、国、県、森林開発公団、森林組合等、市町村以外の者が管理している林道は含めない。

なお、林道を市町村道として認定しているものについては含めていない。

#### (6) 公 園

ア 「都市公園等面積(都市計画区域内)」には、「都市公園」(都市公園法第 2 条第 1 項の規定により市町村が設置し、管理している都市公園(街区公園、近隣公園、運動公園、河川敷緑地等)。したがって、児童福祉法第 40 条の規定による児童厚生施設である児童遊園は含めない。)及び都市公園法に基づく都市公園以外の公園で、都市計画区域内において市町村等が設置し、管理している施設で、公園としての実態を備え、一般の利用に供しているものを計上している。

また、平成31年3月31日現在工事が完了し、近く公園として開設予定のものも含めている。

イ「その他の公園面積(都市計画区域外)」には、「都市公園」及び都市公園法に基づく公園以外の公園で、都市計画区域外において市町村等が、都市公園法第2条第2項に定める公園施設と同種の施設を設置し、管理している施設で、公園としての実態を備え、一般の利用に供している街区公園、運動公園等の公園について計上している。

ウ「市町村立」には、市町村が設置(県、民間等に管理を委託しているものを含み、逆に県から委託されているものを除く。)している都市公園等について計上している。

エ「市町村立以外」には、国、県及び公団等が設置(市町村、民間等に管理を委託しているものを含み、逆に市町村から委託されているものを除く。)している都市公園等を計上している。

オ「一人当たり公園面積」には、平成31年1月1日現在の住民基本台帳登録人口に対する、市町村立及び市町村立以外の全ての公園面積の割合を計上している。

## (7) 公営住宅等

次に掲げる公営住宅、改良住宅及び単独住宅について市町村が管理しているものを計上している。したがって、平成31年3月31日現在空家であっても市町村が管理しているものは含めて計上しているが、分譲に係るものは含まれていない。

- ア 公営住宅……公営住宅法第2条第2号の規定による公営住宅をいう。
- イ 改良住宅……住宅地区改良法第2条第6項の規定による改良住宅をいう。
- ウ 単独住宅……公営住宅及び改良住宅以外の住宅で、市町村が一般住民に賃貸するために建設したものをいう。

## (8) 廃棄物処理施設

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、市町村(委託分、許可業者分を含む)が一般廃棄物の処理を実施する区域に係る人口その他の事項について計上している。集計にあたり、し尿浄化槽による処理後の汚泥及びごみの焼却処理後の残灰等をさらに収集処理した分については、対象から外している。

なお、一部事務組合設立市町村については、関係市町村毎に最も妥当な方法により按分して計上している。

- ア「処理人口」には、実際に収集を行っている住民基本台帳登録人口を計上している。
- イ「年間総収集量」には、収集について、市町村の直営分のみならず、委託方式がとられていれば当該委託分を、また、許可業者方式がとられていれば当該許可業者分をそれぞれ含めて計上している。なお、地方公共団体、許可業者、委託業者等以外の者が処理場等に運搬したものについても含めている。

## (9) 給水人口

他の市町村の施設から給水を受けている場合の「給水人口」は、施設を設置せず他の市町村の施設から給水を受けている場合についても、当該市町村に係る給水人口に含めて計上している。

なお、「給水人口」は、平成31年3月31日現在において、住民基本台帳登録人口のうち現に給水をしている人口を計上している。施設の区分は次のとおりである。

- ア「簡易水道」とは、水道法第7条第1項の事業計画書における給水人口が101人以上5,000人以下の水道をいう。
- イ「飲料水供給施設」とは、上記の「簡易水道」、上水道(水道法第7条第1項の事業計画書における給水人口が5,001人以上の水道。広域簡易水道は上水道に含める。)及び専用水道(寄宿舎、社宅、療養所、団地等における自家用の水道、その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって101人以上の者にその居住に必要な水を供給するもの又はその水道施設の一日最大給水量が政令で定める基準を超えるもので、他の水道から水の供給を受けないものをいう。)以外のもので、100人以下を給水人口として居住に必要な水を供給する施設のうち、自己水源によるものをいう。

## (10) 下水道等

ア「公共下水道」とは、下水道法第2条第3号に規定する公共下水道(特定環境保全公共下水道を含む。)及び下水道法施行令第24条の2第1項第1号に規定する特定公共下水道をいい、一部事務組合によるものを含めて計上している。

(ア)「現在処理区域内人口」には、供用を開始しているものについて、公共下水道台帳に記載されている人口を計上している。

(イ)「現在処理区域面積」には、公共下水道台帳に記載された供用を開始している排水区域の面積を計上している。

(ウ)「公共下水道普及率」は、平成31年1月1日現在の住民基本台帳登録人口に対する現在処理区域内人口の割合を計上している。

イ「農業集落排水施設」とは、農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官通達)、汚水処理施設整備交付金交付要綱(平成17年4月22日付け17農振第167号、国都下事第18号、環廃対発第050422003号)、農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱(平成14年3月27日付け13農振第3438号農林水産事務次官通達)、むらづくり総合整備事業実施要綱(平成15年4月1日付け14農振第2400号農林水産事務次官通達)、美しい村づくり総合整備事業実施要綱(平成16年3月30日付け15農振第2547)、村づくり交付金実施要綱(平成16年3月30日付け15農振第2551号)又は農村振興総合整備事業等実施要綱(平成13年3月30日付け12農振第1963号農林水産事務次官通達)による「農業集落排水整備事業」のうち市町村が事業主体となって設置する施設をいう。

(ア)「現在処理区域内人口」には、農業集落排水施設台帳に記載された排水区域のうちの汚水排水区域内の住民基本台帳登録人口を計上している。

(イ)「現在処理区域面積」には、農業集落排水施設台帳に記載された供用を開始している汚水排水区域の面積を計上している。

ウ「林業集落排水施設」とは、美しい村づくり総合整備事業実施要綱(平成16年3月30日付け15農振第2547)、村づくり交付金実施要綱(平成16年3月30日付け15農振第2551号)又は里山エリア再生交付金実施要綱(平成18年3月31日付け17林整第1019号農林水産事務官依命通知)による「林業集落排水事業」のうち、市町村が事業主体となって設置する施設をいう。

(ア)「現在処理区域内人口」には、林業集落排水施設台帳に記載された排水区域のうち、汚水排水区域の住民基本台帳登録人口を計上している。

(イ)「現在処理区域面積」には、林業集落排水施設台帳に記載された供用を開始している汚水排水区域の面積を計上している。

エ「簡易排水施設」とは、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)による「簡易排水施設整備事業」のうち、市町村が事業主体となって設置する施設をいう。

(ア)「現在処理区域内人口」には、簡易排水施設台帳に記載された供用を開始している排水区域のうち、汚水排水区域の住民基本台帳登録人口を計上している。

(イ)「現在処理区域面積」には、簡易排水施設台帳に記載された供用を開始している排水区域のうち、汚水排水区域の面積を計上している。

オ「小規模集合排水処理施設」とは、小規模集合排水処理施設整備事業実施要綱(平成6年2月24日付け自治準企第5号自治事務次官通知)による「小規模集合排水処理施設整備事業」に係る施設をいう。

(ア)「現在処理区域内人口」には、小規模集合排水処理施設台帳に記載された排水区域のうちの汚水排水区域内の住民基本台帳登録人口を計上している。

カ「コミュニティ・プラント」とは、地方公共団体、公社、公団等の公的機関、民間開発者の開発行為による住宅団地等

に設置されるし尿と家庭雑排水を処理する施設のうち環境省所管の地域し尿処理施設整備事業により設置されるものをいう。

(ア)「処理人口」には、水洗便所からコミュニティ・プラントを経て放流するものに係る平成31年3月31日現在の住民基本台帳登録人口を計上している。

キ「合併処理浄化槽処理人口」には、住宅施設関係の合併処理浄化槽を利用している平成31年3月31日現在の住民基本台帳登録人口を計上している。

ク「下水道等普及率」は、平成31年1月1日現在の住民基本台帳登録人口に対する公共下水道、農業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設に係る現在処理人口及びコミュニティ・プラント、合併処理浄化槽に係る処理人口の割合を計上している。

## (11) 児童福祉施設

ア「市町村立保育所」には、児童福祉法第35条の規定により設置された常設保育所、へき地保育所の箇所数を計上している。従って、季節保育所は含まない。なお、豪雪等により一時閉所している場合には、閉所時期における最も新しい時点において計上している。

イ「市町村立母子生活支援施設」には、児童福祉法第35条の規定により設置された母子生活支援施設(管理・運営を委託しているものを含む)を計上している。

## (12) 老人福祉施設

老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム(いずれも管理・運営を委託しているものも含む。)について計上し、老人福祉法によらない施設は含めていない。

なお、一部事務組合立の施設については、関係市町村ごとに最も妥当な方法により按分して小数点第1位まで計上している。

ア「養護老人ホーム」……………環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者を入所させ養護するための施設。

イ「特別養護老人ホーム」……………身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な65歳以上の者を入所させ養護するための施設。

ウ「軽費老人ホーム」……………無料又は低額な料金で老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与するための施設。

## (13) 保護施設

平成30年10月1日現在において、生活保護法第40条の規定により設置された保護施設(管理・運営を委託しているものも含む)について計上している。

ア「授産施設」……………身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により、就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長するための施設。

イ「更生施設」……………身体上又は精神上の理由により、養護及び生活指導を必要とする要保護者を収容して生活扶助を行うための施設。

## (14) その他の施設

「市町村立施設」には、管理・運営を委託している施設及び一部事務組合が設置している施設(一部事務組合の事務所所在市町村に計上)を含めている。

ア「児童館」には、児童福祉法第35条の規定により設置された児童館について計上している。

- イ「隣保館」には、社会福祉法第2条第3項第11号の規定による集会施設を計上している。
- ウ「公会堂・市民会館」には、公会堂及び市民会館等の名称により、住民の生活文化の向上を図ることを目的として設置された施設について計上している。
- エ「公民館」には、社会教育法第21条の規定により設置している公民館について計上している。
- オ「図書館」には、図書館法第2条の規定により設置している図書館(分館を含む。)について計上している。なお、分館とは、条例又は教育委員会規則により本館に所属して設置されたもので、施設整備がその用に供せられ、職員が配置されて図書館奉仕が行われているものをいう。
- カ「博物館」には、博物館法第2条の規定による博物館及び同法第29条の規定による博物館に相当する施設として指定された施設について、「総合博物館」、「科学博物館」、「歴史博物館」、「美術博物館」及び「その他(野外博物館、動物園、植物園、動植物園、水族館)」に区分し計上している。
- キ「体育施設」には、体育館、陸上競技場、野球場及びプール(学校の付属施設は除く。)について計上している。なお、「プール」には、水面に係る面積が150㎡以上のものについて計上し、「プール」の箇所数は、プールごとに1としている。
- ク「診療施設」には、病院(医療法第1条の5第1項に規定する患者20人以上の収容施設を有するものをいい、国民健康保険直営診療施設を含む。)、診療所(医療法第1条の5第2項に規定する患者の収容施設を有しないもの又は患者19人以下の収容施設を有するものをいい、へき地診療所、歯科診療所及び国民健康保険直営診療施設を含む。)について、公営企業として管理運営されているものを含め計上している。
- ケ「保健センター」には、地域保健法第18条第1項又は「市町村保健センターの整備について(昭和53年4月24日付け衛発第379号厚生省公衆衛生局長通知)」に基づき設置している市町村保健センターについて計上している。
- コ「青年の家・自然の家」には、社会教育法第3条の規定により設置している青年の家、少年自然の家について計上している。
- サ「集会施設」には、市町村が会館等本来、集会を目的として設置している施設のほか、その他の施設においても一般住民の集会等に供している集会室部分があれば全て計上している。他の調査項目に計上した施設であっても集会室部分があれば計上している。

#### 4 調査対象団体

平成31年3月31日現在の市町村を対象として作成している。

長野県対象団体 77	}	市 19
		町 23
		村 35

# 集計表

区分	国勢調査人口 (平成27年) (H31.3.31) 現在	住民基本 台帳人口 (H31.1.1) 現在	道 路		農道延長 (m)	林道延長 (m)	公 園		公営住宅等 公営住宅 改良住宅 単独住宅 (戸)	廃棄物処理施設(市単)		廃棄物処理施設(区・市)			
			美 延 長 (m)	面 積 (㎡)			市町村有	市町村有以外		市町村有	市町村有以外	処理人口 (人)	年 間 総収集量 (kt)	処理人口 (人)	年 間 総収集量 (kt)
長 野 市	377,598	378,025	4,379,859	20,430,536	729,902	319,453	3,093,253	98,965	95,456	8.7	3,731	16,076	21,588	376,080	115,206
松 本 市	243,293	239,635	2,321,373	11,971,737	100,095	275,477	2,622,643	906,000	169,781	15.4	2,918	1,126	5,009	239,695	88,318
上 田 市	156,827	158,111	1,833,930	9,572,866	289,600	238,200	1,938,343	263,447	263,447	13.9	1,835	11,542	10,695	157,480	43,746
岡 谷 市	50,128	49,862	381,498	1,894,895	6,171	57,041	628,011			12.6	614	852	784	49,670	11,926
飯 田 市	101,581	101,848	1,705,251	7,374,404	29,822	161,915	826,744	138,000	2,000	9.5	850	8,103	7,855	102,012	21,260
諏 訪 市	50,140	49,829	547,803	2,493,757	36,357	62,229	715,991			14.4	228	224	2,145	49,569	16,307
須 坂 市	50,725	50,849	769,149	3,542,986	16,338	84,308	524,208			10.3	589	4,355	4,811	50,731	13,137
小 諸 市	42,512	42,471	950,727	3,921,147	6,729	6,729	730,000			17.2	772	1,814	12,516	42,344	9,645
伊 那 市	68,271	68,310	1,940,472	8,754,172	86,663	226,887	533,115	19,891	7,256	8.2	735	7,683	6,886	68,419	16,330
駒 ヶ 根 市	32,759	32,828	647,871	3,178,806	645	49,691	631,081		106,529	22.5	404	3,016	3,047	32,732	6,016
中 野 市	43,909	44,683	861,156	3,818,964	27,433	24,224	417,954		37,139	10.2	339	4,906	3,856	44,507	11,602
大 町 市	28,041	27,672	824,928	3,801,993	14,611	125,357	369,744	2,326,000	15,315	98.0	599	5,540	4,917	27,417	5,699
飯 山 市	21,438	21,114	763,139	3,674,836	370,589	33,917	283,563		85,277	17.5	314	2,122	1,151	20,925	6,278
茅 野 市	55,912	56,011	1,795,979	7,914,484	18,664	18,664	853,250			15.2	337	413	2,843	55,723	18,220
塩 尻 市	67,135	67,379	886,172	4,275,509	40,500	83,094	468,448	510,000	54,501	15.3	562	2,058	1,861	67,139	19,379
佐 久 市	99,368	99,219	1,966,026	10,403,944	34,831	235,491	956,438		5,000	9.7	1,048	6,331	16,113	98,867	24,074
千 曲 市	60,298	60,773	782,880	3,399,457	41,380	80,002	688,672		8,370	11.5	341	423	7,650	60,613	13,391
東 御 市	30,107	30,259	666,403	3,219,944	60,740	8,445	336,174			11.1	295	2,292	3,732	30,168	7,153
安 曇 野 市	95,282	97,800	1,688,820	8,739,389	65,793	123,480	828,989	1,496,721		23.8	362	16,271	6,961	97,581	24,688
計	1,675,324	1,676,678	25,713,436	122,383,826	1,951,470	2,214,604	17,446,621	5,495,577	850,071	14.2	16,873	95,147	124,420	1,671,672	472,375
小 海 町	4,713	4,650	303,084	2,083,546	81,030	58,055					77	810	1,698	4,676	1,183
佐 久 穂 町	11,186	11,164	738,308	2,821,420		133,530	162,303			14.5	111	1,878	1,585	11,164	2,116
川 上 村	4,607	3,952	600,350	2,255,145	3,078	20,430				13.4	71	499	1,082	4,009	543
南 牧 村	3,408	3,125	416,437	2,985,873		34,725				19.2	60	46	1,780	3,299	386
南 相 木 村	1,005	1,011	224,418	1,775,614	3,628	53,241					83	88	606	1,017	206
北 相 木 村	774	771	232,686	1,802,872	25,751	51,532					85	127	378	754	139
軽 井 沢 町	18,994	20,389	415,504	1,875,031	51,143	12,146	1,300,500			63.8	245	4,604	10,350	20,423	9,743
御 代 田 町	15,184	15,569	223,536	1,178,435	52,765	23,574	129,499			8.3	162	1,165	1,223	15,562	2,912
立 科 町	7,265	7,314	320,241	1,718,794	2,598	21,873					91	585	1,312	7,268	2,136
計	67,136	67,945	3,474,564	18,496,730	219,993	409,106	1,592,302		112,814	25.1	985	9,802	20,014	68,172	19,364
上 長 和 町	6,166	6,124	307,754	1,903,940	90,161	96,475				15.7	185	205	1,503	6,088	1,533
小 青 木 村	4,343	4,398	168,332	751,746	54,114	22,938				91.1	98	329	803	4,376	850
計	10,509	10,522	476,086	2,655,686	144,275	119,413			496,839	47.2	283	534	2,306	10,464	2,383

# 集計表

市町村	区分	道 路		農道延長		林道延長		公 園				公営住宅等			廃棄物処理施設(旧設)		廃棄物処理施設(済み)	
		実延長 (m)	面積 (㎡)	市町村有	市町村有	市町村有	市町村立 以外	市町村立 以外	市町村立 以外	市町村立 以外	市町村立 以外	一人当たり 公園面積 対国民基本 台帳人口	公営住宅 改良住宅 単独住宅	処理人口 (人)	年間 総収集量 (kt)	処理人口 (人)	年間 総収集量	
諏訪	下諏訪町	20,236	20,243	215,891	949,117	30,156	597,804	29.5	3	361	229	20,055	5,460	361	229	20,055	5,460	
	富士見町	14,493	14,591	909,671	4,086,402	7,267	470,137	32.2	107	1,137	1,964	14,485	3,650	1,137	1,964	14,485	3,650	
上	原村	7,566	8,003	451,914	2,796,119	6,688			21	33	1,455	7,944	1,663	33	1,455	7,944	1,663	
	計	42,295	42,837	1,577,476	7,831,638	7,267	1,067,941	24.9	131	1,531	3,648	42,484	10,773	1,531	3,648	42,484	10,773	
伊	辰野町	19,770	19,703	485,443	2,308,167	101,778	375,555	44.9	197	1,353	1,623	19,709	4,217	1,353	1,623	19,709	4,217	
	箕輪町	25,241	25,050	410,231	1,718,969	27,550	113,200	4.5	125	4,208	3,274	25,051	4,225	4,208	3,274	25,051	4,225	
那	飯島町	9,530	9,489	343,412	2,294,324	42,793	88,000	9.3	159	1,460	1,750	9,446	1,640	1,460	1,750	9,446	1,640	
	南箕輪村	15,063	15,496	284,240	1,232,044	5,702	524,457	33.8	18	270	1,407	15,463	2,618	270	1,407	15,463	2,618	
下	中川村	4,850	4,932	236,078	1,065,502	49,791	512,600	103.9	131	482	474	4,910	704	482	474	4,910	704	
	宮田村	8,821	9,097	189,843	1,368,829	16,568	92,900	10.2	99	190	371	9,051	1,411	190	371	9,051	1,411	
伊	計	83,275	83,767	1,949,247	9,987,835	77,341	1,706,712	26.5	729	7,963	8,899	83,630	14,815	7,963	8,899	83,630	14,815	
	松川町	13,167	13,272	386,581	2,113,555	8,834	122,000	9.2	38	2,799	1,563	13,272	2,502	2,799	1,563	13,272	2,502	
那	高森町	13,080	13,148	319,521	2,101,412	14,027	112,177	8.5	38	629	609	13,067	2,170	629	609	13,067	2,170	
	阿南町	4,962	4,638	313,066	2,133,360	33,643	60,467	101.0	200	471	331	4,584	514	471	331	4,584	514	
伊	阿智村	6,538	6,442	291,876	1,798,951	6,629	74,728	16.0	198	518	2,229	6,379	1,940	518	2,229	6,379	1,940	
	平谷村	484	414	30,587	209,785	4,274	25,005		25	14	377	414	63	14	377	414	63	
那	根羽村	970	912	95,952	540,945	1,775	75,351		57	71	136	903	206	71	136	903	206	
	下條村	3,851	3,775	190,905	779,169	15,606	18,287	79,062	184	129	173	3,776	337	129	173	3,776	337	
木	売木村	575	554	52,225	350,351	12,381	24,571		60	36	92	549	101	36	92	549	101	
	天龍村	1,365	1,290	131,274	789,202	8,904	73,322		55	175	214	1,275	223	175	214	1,275	223	
木	秦阜村	1,702	1,633	170,464	977,131	41,039	22,534	122,832	131	434	331	1,622	226	434	331	1,622	226	
	喬木村	6,310	6,393	183,537	927,141	12,791	114,053	17.8	33	168	231	6,369	1,025	168	231	6,369	1,025	
木	豊丘村	6,592	6,732	365,761	1,319,153	30,169	133,640	114,053	51	86	211	6,732	1,041	86	211	6,732	1,041	
	大鹿村	1,023	1,008	124,855	817,217	20,558	87,115		71	475	438	998	184	475	438	998	184	
木	計	60,619	60,211	2,656,604	14,857,372	167,670	537,992	1,021,138	1,103	6,005	6,935	59,940	10,532	6,005	6,935	59,940	10,532	
	上松町	4,670	4,540	124,358	589,199	26,219	19,686		133	1,335	1,156	4,451	810	1,335	1,156	4,451	810	
木	南木曾町	4,313	4,138	163,283	669,772	46,453	28,264		183	776	725	4,111	1,143	776	725	4,111	1,143	
	木曾町	11,826	11,169	499,602	2,541,761	73,559	24,856	9,104	368	1,394	1,749	11,045	2,941	1,394	1,749	11,045	2,941	
木	木祖村	2,926	2,913	117,116	917,145	10,986	43,986		82	331	347	2,877	463	331	347	2,877	463	
	王滝村	839	761	161,658	1,693,209	7,558	40,364		54	44	146	753	168	44	146	753	168	
木	大桑村	3,825	3,735	108,444	515,782	25,103	55,251	106,655	109	434	396	3,693	868	434	396	3,693	868	
	計	28,399	27,256	1,174,461	6,926,868	189,878	44,542	115,759	929	4,314	4,519	26,930	6,393	4,314	4,519	26,930	6,393	
松	麻績村	2,788	2,753	276,592	1,236,425	3,850	9,514	33,112	67	330	287	2,753	521	330	287	2,753	521	
	生坂村	1,843	1,754	220,812	613,761	9,142	16,320		61	298	134	1,746	561	298	134	1,746	561	
本	山形村	8,395	8,772	167,351	773,283	19,733	19,733	72,953	28	45	349	8,726	2,349	45	349	8,726	2,349	
	朝日村	4,462	4,589	131,048	799,739	3,864	38,386		103	61	78	4,569	1,005	61	78	4,569	1,005	
本	筑北村	4,730	4,576	312,431	1,502,762	44,890	81,396	9,375	20	491	486	4,535	1,031	491	486	4,535	1,031	
	計	22,218	22,444	1,108,234	4,925,970	61,746	165,349	115,440	259	1,225	1,334	22,329	5,467	1,225	1,334	22,329	5,467	

# 集計表

区分 市町村	国勢調査人口 〔平成27年〕 〔H31.3.31〕 〔現在〕		住民基本 台帳人口 〔H31.1.1〕 〔現在〕		道 路		農道延長		林道延長		公 園				廃棄物処理施設(旧保)		廃棄物処理施設(之み)	
	(人)	(人)	(人)	(人)	実延長 (m)	面積 (㎡)	市町村有	市町村有	市町村有	市町村立 以外	市町村立 以外	市町村立 以外	市町村立 以外	一人当たり 公園面積 対住民基本 台帳人口	公営住宅 改良住宅 単独住宅	処理人口 (人)	年間 総収集量 (kt)	処理人口 (人)
池田町	9,926	9,839	301,682	1,297,866	14,953	8,067	238,990	256,137	202,000	24.3	62	851	581	10,058	3,047	10,058	3,047	
松川村	9,948	9,762	215,734	1,209,965	3,662	17,697	256,137	202,000	46.9	66	638	664	9,689	2,692	9,689	2,692		
白馬村	8,929	9,447	319,383	1,490,615	48,627	25,141	59,009	6.2	30	903	1,052	9,007	3,747	9,007	3,747			
小谷村	2,904	2,981	277,061	1,061,926	10,532	99,243	554,136	202,000	23.6	79	573	613	2,899	915	2,899	915		
計	31,707	32,029	1,113,860	5,060,392	77,774	150,148	298,318	11,759	20.6	219	3,464	4,514	15,025	4,825	15,025	4,825		
坂城町	14,871	15,074	263,620	1,197,619	13,325	31,841	289,972	101,164	26.3	55	250	429	10,999	2,991	10,999	2,991		
小布施町	10,702	11,005	183,488	896,203	1,742	52,341	152,938	18.1	47	1,799	2,202	8,339	2,008	8,339	2,008			
高山村	7,033	7,109	299,708	1,602,341	5,344	34,602	181	46	951	837	11,115	2,331	11,115	2,331				
信濃町	8,469	8,432	308,743	3,119,852	12,395	18,021	33,661	18,540	15.4	518	7,063	8,850	55,036	13,899	55,036	13,899		
飯綱町	11,063	11,179	497,173	3,300,950	18,021	1,314	741,228	112,923	9.2	68	1,045	1,630	12,516	4,796	12,516	4,796		
小川村	2,665	2,537	381,486	2,425,578	33,661	18,540	114,542	230,000	48.3	21	392	343	4,425	958	4,425	958		
計	54,803	55,336	1,934,218	12,542,543	84,488	138,638	741,228	112,923	15.4	518	7,063	8,850	55,036	13,899	55,036	13,899		
山ノ内町	12,429	12,516	201,748	942,412	102,105	113,372	114,542	45,705	70.5	46	29	50	3,730	1,212	3,730	1,212		
木島平村	4,658	4,766	197,826	1,220,485	5,366	18,271	262,813	125,151	67.5	82	356	395	1,828	585	1,828	585		
野沢温泉村	3,479	3,730	243,448	1,069,248	6,633	77,671	377,355	355,151	32.0	217	1,822	2,418	22,499	7,551	22,499	7,551		
栄村	1,953	1,854	352,370	2,477,788	114,104	255,019	377,355	355,151	23.3	5,391	43,224	61,833	423,137	101,578	423,137	101,578		
計	22,519	22,866	995,392	5,709,933	1,144,536	2,479,479	6,318,393	739,992	16.0	22,264	138,371	186,253	2,094,809	573,953	2,094,809	573,953		
町村計	423,480	425,213	16,460,142	88,994,967	3,096,006	4,694,083	23,765,014	6,235,569	0.7	888	5,008	6,548	87,983	24,862	87,983	24,862		
県計	2,098,804	2,101,891	42,173,578	211,378,793	3,096,006	4,694,083	23,765,014	6,235,569	0.4	93	745	1,066	7,295	1,751	7,295	1,751		
市平均	88,175	88,246	1,353,339	6,441,254	102,709	116,558	918,243	289,241	0.2	289	1,797	2,419	27,205	7,454	27,205	7,454		
町村平均	7,301	7,331	283,796	1,534,396	19,733	42,750	108,938	12,758	0.2	182	47,924	60,962	80,981	108,938	12,758	108,938		
県平均	27,257	27,297	547,709	2,745,179	40,208	60,962	308,637	80,981	0.2	182	47,924	60,962	80,981	108,938	12,758	108,938		

# 集計表

区分 市町村	給水人口		人口		下水道						水道			浄化槽		普及率 (%)
	簡易水道 市町村営 (人)	飲料水 供給施設 市町村営 (人)	行政区域内人口 ( 住基人口 ) (人)		公共下水道		農業集落排水施設		簡易排水施設		小規模排水		合併処理 浄化槽 処理人口 g (人)	行政区域 内人口 (人)		
			現在処理 区域人口 a (人)	現在処理 区域面積 (㎡)	普及率 (行政区域 内人口) (%)	現在処理 区域人口 b (人)	現在処理 区域面積 (㎡)	現在処理 区域人口 c (人)	現在処理 区域面積 (㎡)	現在処理 区域人口 d (人)	現在処理 区域面積 (㎡)	現在処理 区域人口 e (人)			現在処理 区域人口 f (人)	
長野市			378,025		352,962	93,892,880	7,141	6,346,000			97		8,365		97.5	
松本市			239,635		231,118	59,877,000	1,166	285,000			18		7,930		100.2	
上田市			158,111		126,655	43,148,400	25,664	12,002,000			45		4,033		98.9	
岡谷市			49,862		49,415	14,485,000									99.1	
飯田市	1,671		101,848		84,018	27,605,000	5,867	1,880,000			75		8,112		96.3	
諏訪市	173	23	49,829		49,130	16,080,000							441		99.5	
須坂市	120		50,849		49,632	15,439,000	983	620,000					1,174		101.8	
小諸市	782		42,471		28,608	11,236,000	7,216	3,414,000					7,049		100.9	
伊那市	3,713		68,310		50,574	21,030,000	12,065	5,290,000	48	10,000			4,430		98.3	
駒ヶ根市			32,828		19,291	9,190,000	11,204	4,000,000					2,891		101.7	
中野市			44,683		30,522	10,183,000	11,824	7,190,000					2,039		99.3	
大町市	1,690		27,672		19,585	11,310,000	850	570,000			55		5,241		93.0	
飯山市	204		21,114		16,371	9,584,600	4,227	2,920,000					378		99.3	
茅野市			56,011		53,940	25,816,000							1,645		99.2	
塩尻市			67,379		60,575	17,400,000	5,953	2,910,000			41		424		99.4	
佐久市	66		99,219		74,608	25,760,800	6,242	3,060,000			52	209	15,943		97.8	
千曲市			60,773		55,850	20,592,200	4,592	3,480,000					139		99.7	
東御市			30,259		18,787	8,990,000	8,461	3,730,000				473	1,977		98.1	
安曇野市	37		97,800		86,740	31,030,000	2,844	910,000					4,321		96.0	
計	8,353	126	1,676,678		1,458,381	472,649,880	116,299	58,587,000	48	10,000	383	682	76,532		98.5	
小海町	97		4,650		3,551	1,847,000							1,044		98.8	
佐久穂町	782	181	11,164		9,383	3,562,000	875	340,000					818		99.2	
川上村	3,963		3,952		1,866	650,000	2,000	1,210,000					764		117.2	
南牧村	3,273		3,125		738	457,000	274	360,000				63	2,168		103.8	
南相木村	1,017		1,011										923		91.3	
北相木村	754		771										627		81.3	
軽井沢町			20,389		9,709	5,944,400	609	500,000					5,947		79.8	
御代田町			15,569		14,136	7,619,451	493	170,000					1,412		103.0	
立科町	466		7,314		3,386	1,511,000	3,236	1,770,000				197	324		97.7	
計	10,352	181	67,945		42,769	21,590,851	7,487	4,350,000				260	14,027		95.0	
長和町			6,124		5,413	3,110,000			62	30,000			423		96.3	
青木村	4,376		4,398		3,995	1,500,000							266		96.9	
計	4,376		10,522		9,408	4,610,000			62	30,000			689		96.6	

# 集計表

市町村	区分	給水人口		人口 行政区域内人口 ( 在籍人口 )	下水道						水道				普及率			
		簡易水道			公共下水道		農業集排水施設		林業集排水施設		簡易排水施設		小規模排水		合併処理 浄化槽		普及率 ( $\frac{g}{\text{行政区域内人口}}$ ) (%)	
		市町村営 市町村営	市町村営		現在処理 区域面積 (㎡)	現在処理 区域人口 (人)		現在処理 区域面積 (㎡)										
諏訪	下諏訪町			20,243	20,045	5,190,000	99.0									62	99.3	
	富士見町			14,591	11,404	6,952,000	78.2		760,000							1,124	97.9	
	原村			8,003	6,527	2,727,000	81.6									1,419	99.3	
	計			42,837	37,976	14,869,000	88.7		760,000							2,605	98.8	
	辰野町	921	82	19,703	17,334	7,545,000	88.0		850,000							575	99.0	
	箕輪町			25,050	20,438	8,770,000	81.6		1,490,000							832	101.5	
	飯島町	124		9,489	5,348	3,060,000	56.4		950,000							1,907	96.1	
	南箕輪村			15,496	15,190	8,554,000	98.0									611	102.0	
	中川村			4,932	2,769	1,620,000	56.1		500,000							734	96.2	
	宮田村			9,097	6,764	2,450,000	74.4		4,710,000							96	100.5	
	計			83,767	67,843	31,999,000	81.0		8,500,000							4,755	100.0	
下	松川町			13,272	5,529	2,030,000	41.7		2,240,000							1,657	96.8	
	高森町	2,597	19	13,148	7,031	3,070,000	53.5		1,350,000							1,729	102.0	
	阿南町	4,189		4,638				2,374	1,350,000							1,182	78.2	
	阿智村			6,442	3,144	1,340,000	48.8		440,000							1,993	95.8	
	平谷村	402		414				380	430,000							27	98.3	
	根羽村	828	33	912				640	440,000							202	96.1	
	下條村	3,739		3,775												3,615	95.8	
	壳木村	527		554						280,000						176	97.7	
	天龍村	1,100	66	1,290	818	486,000	63.4									259	83.5	
	泰阜村	1,579		1,633												1,187	72.7	
	番木村			6,393	3,713	1,230,000	58.1		440,000							981	97.6	
那	豊丘村			6,732	3,447	1,730,000	51.2		410,000							1,115	98.9	
	大鹿村	872		1,008												523	51.9	
	計	15,833	118	60,211	23,682	9,886,000	39.3		7,380,000							14,646	95.0	
	上松町	4,369		4,540	3,136	1,650,000	69.1									661	83.6	
	南木曾町	3,621		4,138	307	180,000	7.4		280,000							2,429	83.2	
	木曾町	5,635	262	11,169	7,619	4,380,000	68.2		560,000	26	70,000					1,535	92.5	
	木祖村	2,871		2,913	1,875	730,000	64.4		150,000							517	94.3	
	王滝村	752		761				531	730,000							93	95.0	
	大桑村	3,690		3,735	1,209	470,000	32.4		450,000							649	95.0	
	計	20,938	262	27,256	14,146	7,410,000	51.9		2,170,000	26	70,000					5,884	90.2	
	木曾	上松町			4,540	3,136	1,650,000	69.1									661	83.6
南木曾町				4,138	307	180,000	7.4		280,000							2,429	83.2	
木曾町				11,169	7,619	4,380,000	68.2		560,000	26	70,000					1,535	92.5	
木祖村				2,913	1,875	730,000	64.4		150,000							517	94.3	
王滝村				761				531	730,000							93	95.0	
大桑村				3,735	1,209	470,000	32.4		450,000							649	95.0	
計				27,256	14,146	7,410,000	51.9		2,170,000	26	70,000					5,884	90.2	

# 集計表

区分 市町村	給水人口		人口 行政区域内人口 ( 住基人口 ) (人)	公共下水道		農業集落排水施設		林業集落排水施設		簡易排水施設		小規模排水 現在処理 区域内人口 (人)	コミュニティ プラント 処理人口 (人)	合併処理 浄化槽		普及率 (行政区域 内人口) (%)		
	簡易水道 市町村営 (人)	飲料水 供給施設 市町村営 (人)		現在処理 区域内人口 (人)	現在処理 区域面積 (㎡)	現在処理 区域内人口 (人)	現在処理 区域面積 (㎡)	現在処理 区域内人口 (人)	現在処理 区域面積 (㎡)	現在処理 区域内人口 (人)	現在処理 区域面積 (㎡)			現在処理 区域内人口 (人)	現在処理 区域面積 (㎡)		g	f
松	2,741		2,753	980,000	153	200,000								329	98.0			
生坂村	1,633		1,754		880	260,000								655	87.5			
山形村	17		8,772	2,800,000										59	99.9			
朝日村	4,569		4,589	2,250,000										19	100.0			
筑北村	4,504		4,576		2,527	1,570,000	61	80,000						1,606	91.7			
計	13,464		22,444	6,030,000	3,560	2,030,000	61	80,000						2,668	97.1			
池田町	81	5	9,839	3,830,000										398	98.1			
松川村			9,762	3,370,000										255	100.8			
白馬村			9,447	4,530,000	51	40,000								1,896	93.5			
小谷村	2,349		2,981	346,000	701	330,000								1,268	78.0			
計	2,430	5	32,029	12,076,000	752	370,000								3,817	95.7			
坂城町			15,074	5,160,000										1,992	94.6			
小布施町			11,005	2,840,000	2,189	5,950,000								73	100.6			
高山村			7,109	1,880,000	2,196	2,390,000								80	98.7			
信濃町			8,432	2,550,000	2,189	1,300,000								2,145	96.7			
飯綱町			11,179	2,430,000	3,857	1,810,000						31		726	99.2			
小川村	2,463		2,537	1,210,000										376	94.6			
計	2,463		55,336	16,070,000	10,431	11,450,000						31		5,392	97.6			
山ノ内町	1,055		12,516	3,200,000	2,902	1,750,000								616	96.6			
木島平村	202		4,766	3,060,000	158	160,000								70	98.5			
野沢温泉村	593	23	3,730	1,300,000	828	770,000									97.9			
栄村	1,686		1,854		195	210,000								1,204	75.5			
計	3,536	23	22,866	7,560,000	4,083	2,890,000								1,890	95.5			
町村計	74,437	671	425,213	132,100,851	62,313	39,900,000	87	150,000	129	160,000	259		260	56,373	96.6			
県計	82,790	797	2,101,891	604,750,731	178,612	98,487,000	87	150,000	177	170,000	642		942	132,905	98.2			
市平均	440	7	88,246	24,876,309	6,121	3,083,526			3	526	20		36	4,028	98.5			
町村平均	1,283	12	7,331	2,277,601	1,074	687,931	2	2,586	2	2,759	4		4	972	96.6			
県平均	1,075	10	27,297	7,853,906	2,320	1,279,052	1	1,948	2	2,208	8		12	1,726	98.2			

集計表

区分 市町村	児童福祉施設		老人福祉施設				施設		保護施設	
	保育所 箇所数	母子 生活支援 施設 箇所数	養護老人ホーム		特別養護老人ホーム		組合立 箇所数	市町村立 箇所数	組合立 箇所数	市町村立 箇所数
			市町村立 箇所数	組合立 箇所数	市町村立 箇所数	組合立 箇所数				
長野市	37	1		1.2				3.7		
松本市	43	1	1	0.5				5.4		
上田市	30	1								
岡谷市	13									
飯田市	16	1			3					
諏訪市	13									
須坂市	10			0.2				0.6		
小諸市	7							0.3		
伊那市	19									
駒ヶ根市	8									
中野市	11			0.9				2.8		
大町市	8			0.5						
飯山市	9			0.5				1.5		
茅野市	15		1			1				
塩尻市	15			0.2				2.0		
佐久市	15			0.5		3		0.5		
千曲市	12			0.2				0.7		
東御市	5			0.1						
安曇野市				0.2				0.3		
計	286	4	2	5.0	7	7		17.8		
小海町	1							0.1		
佐久穂町	3							0.2		
川上村	1							0.1		
南牧村	2							0.1		
南相木村	1							0.1		
北相木村	1							0.1		
軽井沢町	4			0.1				0.2		
御代田町	2			0.1				0.2		
立科町	1			0.2				0.1		
計	16			0.4				1.2		
長和町	2									
青木村	1									
計	3									

集計表

市町村	区分	児童福祉施設		老人福祉施設				施設		保護施設	
		保育所 箇所数	母子 生活支援 施設 箇所数	養護老人ホーム 市町村立 箇所数	組合立 箇所数	特別養護老人ホーム 市町村立 箇所数	組合立 箇所数	市町村立 箇所数	組合立 箇所数	授産施設 市町村立 箇所数	更生施設 市町村立 箇所数
諏訪	下諏訪町	3				1					
	富士見町	5									
上	原村	1									
	計	9				1					
伊那	辰野町	6									
	箕輪町	8									
伊那	飯島町	3									
	南箕輪村	5									
那	中川村	2									
	宮田村	2									
下	計	26									
	松川町	5				1					
伊那	高森町	4				1					
	阿南町	3				2					
伊那	阿智村	6				1					
	平谷村	1									
伊那	根羽村	1									
	下條村	1									
那	売木村	1									
	天龍村	1				1					
那	泰阜村	1				1					
	喬木村	3				1					
那	豊丘村	3									
	大鹿村	1									
木曾	計	31		1		8					
	上松町	1			0.2				0.2		
木曾	南木曾町	3			0.1				0.2		
	木曾町	4			0.4				0.3		
木曾	木祖村	1			0.1				0.2		
	王滝村	1			0.1				0.1		
松	大桑村	1			0.1				0.2		
	計	11			1.0				1.2		
松	麻績村	1							0.2		
	生坂村	1							0.2		

集計表

市町村	区分	児童福祉施設		老人福祉施設				施設		保護施設	
		保育所 箇所数	母子生活支援施設 箇所数	養護老人ホーム 市町村立 箇所数	組合立 箇所数	特別養護老人ホーム 市町村立 箇所数	組合立 箇所数	市町村立 箇所数	組合立 箇所数	授産施設 市町村立 箇所数	更生施設 市町村立 箇所数
本	山形村	1			0.1		0.3				
	朝日村	1					0.2				
	筑北村	2					0.2				
	計	6			0.1		1.1				
北	池田町				0.1						
	松川村				0.2						
	白馬村	1			0.1						
曇	小谷村	1			0.1			1			
	計	2			0.5			1			
長	坂城町	3			0.1		0.2				
	小布施町	2			0.1		0.2				
	高山村	1					0.1				
野	信濃町	4			0.1		0.2				
	飯綱町	3			0.1		0.2				
	小川村	1					0.1				
	計	14			0.4		1.0				
北	山ノ内町	5			0.3		0.9				
	木島平村	1			0.1		0.3				
	野沢温泉村				0.1		0.3				
信	栄村	2			0.1		0.2				
	計	8			0.6		1.7				
	町村計	126		1	3.0	9	6.2	1			
平	県計	412	4	3	8.0	16	24.0	1			
	市平均	15.1	0.2	0.10	0.30	0.40	0.90				
均	町村平均	2.2		0.02	0.10	0.20	0.10	0.02			
	県平均	5.4	0.1		0.10	0.20	0.30	0.01			





